○中部地方整備局告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　一号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
三島市川原ヶ谷字兎久保七〇二番六から同市沢地字河洞七六九番一まで	二一・六〇～二二四・〇〇メートル	一・三六六キロメートル
沼津市岡宮字焼土手一三〇〇番五から同市岡宮字西上荒狗一三八九番一まで	三八・〇〇～一九八・〇〇メートル	〇・四七三キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年二月二十七日

○中部地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	伊賀市下柘植字馬場四九九五番一〇から同市下柘植字馬場四九九〇番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十七日

○中部地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	岐阜県加茂郡川辺町石神字広橋四九七番一から同町石神字六石九三四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十七日

○近畿地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二百十七号南部大阪都市計画道路事業三・三・二百十九―七号大阪岸和田南海線

三　事業施行期間　自平成九年二月十九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宍粟市山崎町田井字樫下四四九番二から同市山崎町田井字平尾二二番一まで	前	八・〇〇～一四・〇〇メートル	〇・六二二キロメートル
	後	一一・五〇～一六・五〇メートル	〇・六二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市山崎町田井字樫下四四九番二から同市山崎町田井字平尾二二番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十七日

○中国地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三原市新倉二丁目五七五番一地先官有無番地から同市沼田一丁目二九六八番三まで	前	一一・七〇～二〇・七〇メートル	〇・〇一七キロメートル
	後	一三・五〇～二〇・七〇メートル	〇・〇一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	三原市新倉二丁目五七五番一地先官有無番地から同市沼田一丁目二九六八番三まで	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十七日